

# 第1回林政審議會国有林部会 議事録

林野庁経営企画課

# 第1回林政審議会国有林部会

## 議事次第

日 時：平成23年1月28日（金）16時00分～16時30分

場 所：農林水産省第3特別会議室

### 1. 開会

### 2. 挨拶（林野庁長官）

### 3. 議 事

（1）国有林部会長の互選

（2）国有林部会設置の目的について

（3）国有林部会の今後の進め方について

### 4. 閉会

○鈴木経営企画課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第1回林政審議会国有林部会を開催させていただきます。私は、経営企画課長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず委員の出欠状況についてご報告いたします。

本日は、委員7名中、現在5名の委員にご出席いただいております。当国有林部会の定足数であります過半数を満たしておりますので、本日の国有林部会は成立しております。

まず、初めに、林野庁長官からご挨拶申し上げます。

○皆川林野庁長官 先ほどの本審議会に続きまして、第1回の国有林部会にご出席いただきましてありがとうございます。

先ほどの本審議会の中でも触れさせていただきましたけれども、今回、森林の3割を占める国有林、この管理経営のあり方ということについてご審議をいただくということで、委員各位には国有林部会のほうに所属いただいたということでございます。

国有林自体、非常に長い歴史を持っております。この辺について、また、現況どういふふうな形で管理運営されているのかということにつきましては、次回の際に詳しく申し上げたいと思いますけれども、最近では特に、ただ木材生産機能ということではなくて、幅広い多面的機能を発揮する森林の管理ということを我々の使命としております。

先程の本審議会でも、昨年秋の特別会計の事業仕分けのお話も申し上げましたけれども、その際、森林・林業の再生ということについて、国有林が果たすべき役割を十全に果たすためには、どういった方式での管理が望ましいのかということについては私どもも検討させていただいたところで、事務事業の一般会計化ということの方向性を出させていただき、事業仕分けの場でもその方向での了承がとれたということでございます。

ただ、これを実施に移すためにはさまざまな角度からの検討をしなければいけません。国有林の管理経営に関しては、地元住民の方々も、また一般国民にも、非常に多くの影響を与える分野の問題でございます。

さらには、管理経営のあり方一つをとってみても、特別会計という今の制度自体、これが非常に多方面にわたってさまざまなところで、特別会計独特の制度ということを持っている部分もございます。これを事務事業の一般会計化ということを行うためには、非常に幅広い観点での検討をしなければいけません。

その意味で、1年にわたりまして国有林部会においてこのあり方を検討いただくわけですが、会計制度の検討といったようなことも行いますので、私どもといたしましては、会

計の実務経験者ですとか、あとは資源管理の分野の学識経験者にも、本委員に加えて数名、特別委員として大臣から任命して国有林部会に参加いただきたいと思っております。

人選につきましては、この後で選任されます部会長ともよくご相談させていただいた上で、候補者案を作成し、大臣の了解を得て発令したいというふうに考えてございますので、その点についてもご理解をいただければ大変ありがたいと思います。

とりあえず、以上をもちましてご挨拶とさせていただきます。  
よろしくお願いたします。

○鈴木経営企画課長 続きまして、本日は第1回目の国有林部会ですので幹部をご紹介すべきところですが、先程本審議会で部長以上の者はご紹介しましたので、国有林部の課長とその他の新たに加わった課長をご紹介させていただきたいと思います。

まず、管理課長の新井でございます。

○新井管理課長 新井でございます。よろしくお願いたします。

○鈴木経営企画課長 業務課長の川端でございます。

○川端業務課長 川端でございます。よろしくお願いたします。

○鈴木経営企画課長 それから、職員・厚生課長の奥田でございます。

○奥田職員・厚生課長 奥田でございます。よろしくお願いたします。

○鈴木経営企画課長 それから、民有林のほうから、計画課長の本郷でございます。

○本郷計画課長 本郷でございます。よろしくお願いたします。

○鈴木経営企画課長 ということで、このメンバーで議事を進めさせていただきます。

本日は、議事といたしまして、国有林部会長の互選、国有林部会設置の目的について、国有林部会の今後の進め方についてを予定しております。

まず、国有林部会長を決めていただきたいと思っております。

部会長は、林政審議会令第5条第4項の規定によりまして、部会に属する委員のうちから互選することになっております。

部会長について、何かご意見があればお願いしたいと思います。

上安平委員、お願いたします。

○上安平委員 僭越ではございますが、林政審議会長の岡田先生を、兼任をご推薦申し上げたいと思っております。

皆様よくご存じのように、森林・林業再生プランの基本政策検討委員会の座長として取りまとめられた方もありますし、それから事業仕分けの際は、民間仕分け人をなされた方もい

らっしゃいますので、適任かと存じます。

○鈴木経営企画課長 ただいま上安平委員から、岡田会長に部会長を兼任してもらったらどうかというご発言がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○鈴木経営企画課長 それでは、ご異議がないようですので、部会長は岡田会長にお願いしたいと思いますが、岡田会長、お引き受けいただけるでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、部会長は岡田会長に決定いたしました。

それでは、これ以降の議事進行は部会長にお願いしたいと思います。

岡田部会長、よろしくお願ひいたします。

○岡田部会長 それでは、部会長にご推薦いただきまして、ご賛同を得ることができました。どうぞよろしくお願ひいたします。

先ほど長官からありましたので、挨拶めいたことは申し上げるつもりはありませんが、大変重要な部会といいましょうか、委員会だという理解をしております。個人的には、国有林にはこれまでの長い歴史がありますが、その歴史も踏まえつつ、しかし改めて、国有で国営であることの意義というのは今日大変大きなものがあるという理解をしてございます。

皆様のご協力を得て、難しい課題ですが、ぜひとも国民のためになる答申をしたいなというふうに思っておりますのでお願ひをいたします。

それでは、早速でございますが議事次第をごらんいただきます。議事の2と3でございます。2番目は部会設置の目的について、3つ目が部会の今後の進め方でございますが、関連の事項でございますので、一括してご説明、ご提案をお願いしたいと思います。

お願ひいたします。

○鈴木経営企画課長 それでは、私のほうからご説明させていただきます。

まず、国有林部会の設置の目的につきましては、先ほど同じ資料が配られました、資料番号1番、国有林部会の設置ということでまとめてございます。この内容をもう少し細かく説明したいということで資料をつけてありますので、そちらのほうで説明をしたいと思います。

まず、森林・林業再生プランにおける国有林の貢献ということでございまして、これにつきましては、資料の1-2、1-3、1-4というところにまとめてございます。

1-2が森林・林業再生プランの抜粋でございまして、まず国有林の技術力を生かしたセーフティネットの機能を果たすということでございまして、公益重視の管理経営のより一層の推進、民有林への指導やサポート、森林・林業政策への貢献を行うとともに、そのために組織・

事業のすべてを一般会計に移行することを検討、としております。

今日あわせて資料をお配りしておりますが、「国民の森林、国有林」というパンフレットがございます。これをあけていただきますと、平成10年の抜本改革以降、国民に開かれた森林として公益的機能重視の方針に転換したということございまして、これはいろんな国有林の最近の役割とか機能というのがまとめてございますので、ぜひお読みいただければと思っております。

それでは、資料に戻りまして、資料1-4を見ていただきたいと思います。とりわけ、森林・林業再生に向けた国有林の貢献を今後どうしていくかということでございます。

ここにありますように、民有林への支援ということで、国有林だけが独自に森林・林業をやるのではなくて、やっぱり森林・林業再生のためには、民有林・国有林一体となったいろんな活動をしていくということございまして、森林共同施業団地の設定でございますとか、それから担い手となる林業事業体を、事業の発注とかフィールドの提供を通じて育成に貢献していく。

さらには、人材育成ということで、先程出ましたフォレスター制度ができるわけですが、当面は国有林の技術者等を准フォレスターとして活用して市町村行政をバックアップするとか、さらに、国有林の多様なフィールドが全国にありますので、立地を生かして、ニーズに最も適した研修フィールドや技術を提供するというございまして、実際にやっている作業路網作設の実演の研修であるとか、森林・林業技術者の研修の受け入れを国有林で今でもやっているところでございます。

さらには、国産材の効率的な加工・流通体制づくりということございまして、下にありますように国有林と民有林が連携した原木の安定供給体制づくり。それから、急激な木材価格の変動時に地域の需給動向に応じた供給調整というセーフティネット機能。さらには、システム販売ということで、今まで輸入材を使ってきたところに、国有林が最初に安定供給をすることによって転換をしていただいて、徐々に民有林の供給に移っていただくというようなことで、サポートをきちっとやっていくということが、国有林の貢献としては今後検討すべき課題ということになっているところでございます。

それから、資料1-5を見ていただきたいと思います。先ほど、森林・林業再生への貢献と、もう1つということで、行政刷新会議の特別会計事業仕分けの結果というのがございます。

この行政刷新会議でございますけれども、この際に議論となりましたのは、歳入の大部分を一般会計からの繰り入れによって事業を行っている現状を考えると、もはや区分経理の必要性

はないという意見について、どう考えるかというのがまず一つでございます。

これにつきましては、「農林水産省の主張」というところを見ていただきますと、国有林野事業の8割が一般会計からの繰り入れになっておりまして、そういうことからすると、この行政刷新会議が示している、特別会計は区分経理廃止という考え方に適合するというところで説明をしたところでございます。

さらには、森林・林業再生プランを推進するために、地域の森林・林業を支援する役割に徹することが必要だと。それから、地球温暖化防止対策等の政策について、自己収入に左右されず実施することができる仕組みとする必要があるということで、一般会計化について検討するということを主張したところでございます。

この際、新たな国民負担の増としないということでございまして、そういう意味では国有林野事業そのものは一般会計化する。いわゆる事業の実施については一般会計化するけれども、債務は一般会計に承継せず、債務処理を行う区分経理ということで、経理を別に残して、これについては、林産物収入等によって債務を返済することを明確化する仕組みを検討しようということをお我々として主張したところでございます。

この結果につきましては、10月30日に、一番下の欄にありますように特別会計は一部廃止し一般会計に統合、負債返済部分は区分経理を維持ということになったわけでございます。

この「特別会計は一部廃止し」というのは、負債返済部分を区分経理として残すということございまして、事業については一般会計に統合というような結果になったわけでございます。

「その際」ということで、「財産・負債のあり方」というところで、「抜本の見直し」と書いてございまして、負債は区分経理し、国民負担は増やさないということで、一般会計には行くけれども、今までの負債については、国有林の出てくる林産物等収入によってきちっと返済していくということが、仕分けの結果として出されたわけでございます。

この両方の視点、さらには平成10年以降の公益的機能重視の森林経営というものに転換してきたということを踏まえて、今回、国有林野の管理経営のあり方というところについて、この部会の中でご審議いただければというふうに思っております。

それでは、資料2を見ていただきたいと思います。資料2に、国有林部会の今後の進め方(案)という紙がございます。

今後のスケジュールにつきましては、本日、部会長の互選をいただいて、今後の進め方について議論をさせていただくということでございまして、今後、2月に、「国有林の歴史・現状と今後の課題」ということで、国有林をめぐる今までの、戦前、明治期からの国有林の歴史等

を踏まえて、十分にわかる資料をお示しして、課題の共有を図っていただく。

それから、3月から4月にかけて、「今後の国有林の管理経営のあり方」、「債務返済と会計制度のあり方」ということですが、この中で、参考人の意見聴取ということですが、国有林に対する現状の評価と課題というものを、様々な分野の方をお呼びしてご意見を伺うという場をセットしたいと思っております。

それで、その後5月に現地調査、論点整理を行い、6月には中間報告の素案をつくりまして、中間報告の案を審議いただく。7月には中間報告をつくりまして、本審議会へこの段階で報告をお願いしたいということですが。

中間報告後は、9月から10月に、「今後取り組むべき技術的課題」、「国有林に期待される役割を果たすための人材育成」というようなことを議論いただきまして、11月に最終報告の案を取りまとめまして、12月に最終報告ということで本審議会に報告いただきたいということですが、こういったスケジュールで検討を始めたいというご提案でございます。

説明は以上でございます。

○岡田部会長 ありがとうございます。

ただいまは、大きな大きな位置づけのところ、そしてプランを含めて、この間に整理してきた課題のところ、そして今後この部会を中心に検討すべきところのいわばロードマップも含めてご説明をいただきました。

大事なところは、今の資料2でしょうかね。具体的な、我々が検討すべき内容について、主な議題等のところで落とし込んでくれておりますが、管理経営のあり方、債務返済と会計制度、それから、いろんな方に意見を再度伺って、技術的な課題、人材としての人材育成に果たすべき役割、取り組むべき技術的な課題、こんなことかと思えます。

ご意見、ご質問があればいただきたいと思えます。

先ほどの本審議会のところでも意見が出ておりましたが、これまでは余りそういう意識は国有林にはなかったと思えますが、それにしても、国有林、民有林というのはどうもはっきりとした線引きがあつてみたい、そういうイメージが強いのですが、今後は、1-4のここにもありますように、新しい国有林像としては、民有林の支援ということを通じて、民・国一体、そして地域、現場重視でという、こういう思想がずっと強く貫かれているということだという理解をしています。

そんな理解をいただきながら、ご質問、ご意見を、1回目ですから、そんなに詳しいのを出されますとかえって困ることもあるんですが、遠慮なく出していただければと思えます。

横山委員。

○横山委員 横山です。

ちょっと瑣末なことなんですけれども、質問が2つあって、一つは、1-2の紙の中で「セーフティネット」という言葉が使われているんですけれども、普段こういう言葉で表現される事柄や場面とやや違うような印象があるということで、ここでセーフティネットというのは、一体どういう意味なのかということ。急激な価格の変動時に影響を緩和するというふうになっているんですけれども、そういうものもセーフティネットと呼ぶのかどうかというのは、ちょっと私はよくわからないので教えていただきたいというのが一つです。

それから、もう一つは、技術力の活用というようなことが目的というふうに書いてあるんですけれども、私がやはり関心を持つのは、森というフィールドを管理しているというところの中で、特に西日本のようなところに行きますと、もう国有林と民有林がモザイクにフィールドの中に散らばっていて、それぞれが全く別な管理をされているということで、幾つかの問題が解決しにくいというそういう状況がある中で、今後の国有林の、周辺に民有林がたくさんあり、その中に国有林も散在しているというようなところにおける国有林というのは、一体どういうふうに荷物を背負おうとしているのかという、そこについてちょっと基本的なお考えを伺いたいと思います。

○岡田部会長 2点ですが。

○鈴木経営企画課長 それでは、1点目のセーフティネットということでございますけれども、例えば木材の需給関係が崩れて価格が暴落するという場合があります。当然、需給バランスが崩れますので、そうしますと、当然民有林材も下がるし、ということになるわけなんですけれども、そこで、国有林材の供給を調整することによってある程度価格の下落を防ぐという意味で、そういう民有林材全体、林業全体のセーフティネット機能というのを国有林が果たしていきたい。

今までだと、国有林が自分だけ良ければいいという発想がないわけでもなかったというところをきちっと改めるという意味で、日本の森林・林業にとってのセーフティネット機能という意味で、セーフティネットという言葉を使わせていただいたということでございます。

それから、2点目の西日本なんかのお話がありました。ご存じのように国有林、非常に東北・北海道にはまとまってあります。西日本の方は確かに国有林はばらばらとあるわけなんですけれども、そういった地域については、この中でも書いてありますけれども、国有林・民有林で一緒になった森林共同施業団地というのをつくろうということで、国有林側から民有林側の方にも働きかけをして、周りの民有林も全部一緒になって、国有林とセットでいろんな仕事をし

ていかないかということでございまして、とりわけ今、最もこの森林共同施業団地が進んでいるのが近畿中国森林管理局でございまして、島根県が一番多いということでございます。

そういう意味では、西日本の国有林が散在している地域は、逆に民有林に国有林側から呼びかけて、いろんな計画を一緒につくってお手伝いをしていく。そういう意味では、民有林へのサポートができるという形になろうかと思えます。

ですから、その森林共同施業団地を組む際の組み方の内容とか、そういうのはこれからもう少し工夫していく必要があろうかなというふうに思っております。

○横山委員 森林共同施業団地のことはここに書かれているので、それは大変おもしろい方法だなと思うんですけども、高度に資源を活用することだけでなく、というかそれとセットにあるその地域の多様性を守るといふ、この機能というのが、国有林と民有林、両方に、資源利用における森林共同施業団地のような発想で行われなくてはいけないのではないかと私は思っていて、そういうことについてのビジョンというのが何かございますかという、それもお願いします。

○鈴木経営企画課長 その点に関しましては、横山委員もご承知の、例えば今回北海道の日高だと道有林は少し入りまして、四国の緑の回廊には民有林もあるということでございまして、我々だけということではなくて、当然地域の話し合いの中で国有林と一緒に、民有林のご理解が得られるようにしながら、同じ目標をつくってやっていくという合意形成が図られた場合は、そういうことを検討していくということになろうかと思っております。

○岡田部会長 ありがとうございます。

1点目、ちょっと私どもの期待といたしましうか、そういうところに関わって補ってみたいのですが、民有林、これだけ日本は山国ですが、集落に、それを管理し、具体的な取り扱い、施業をする人がいるかということをとらえてみますと、残念ながら、おじいさん、おばあさんばかりの集落になっていまして、本当は植えてきた山をしっかり管理したい、あるいは広葉樹も、もう一回回転して少しお金にできるんだがと、そういう山はたくさんあるんですが、残念ながら人がいないということがあって、山が荒れている。あるいは、むしろほかの動物が一所懸命楽しむ場になっているみたいなことがあって、一方で、片や国有林には、難しい公務員試験を受けた技術者がたくさんいるじゃないかということもあって、そういう人たちに何とかサポートをいただけるとこれはいいなということを率直に、地域の現場では皆さん思っておりますので、そこもやっぱり、まさにこのサポートをしてもらい、セーフティネットという概念が当たるかなと、こう思っております。

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ、田中委員。

○田中委員 まず、一つは質問で、私は仕事柄よく企業に取材に行くんですけども、そうすると、企業が森を持っていますとか、そういうお話をよく聞くんですね。

民有林のうち、きちんと管理された、企業がCSR的に所有してもう管理もきちんとしているというふうな森というのはどのぐらいあって、でも、ここから育つ木というのはどんなふう  
に活用されているのか。

木を植えていますとか、そこにふれあいの森的にお子さんたちを呼んでというお話は聞くんですけども、その後、その森はどうなっていくかというのはちょっと余り聞いたことがないので、どうなのかなというのがちょっと疑問に一つ思っています。

もう一つはちょっと雑駁な、今の段階の感想めいたことなんですけれども、いつも思っているのが、本当に森林がもたらしてくれる恩恵というのはすばらしいものがあって、今、長官がいろんところで発信されているので、大変多くの人が共感していると思うんですけども、この多面的機能の中で、何か文化的な側面というんですかね、例えば森に入って経験したことで精神的に受ける恩恵だとか、日本人はやっぱり木の文化とか森の文化というのを受けて育っていますので、そういう何か数値にならないようなすばらしい影響というのがあると思うんですね。そういう部分が、割とこれまでのパンフレットなんかでも余り記されていないので、こういう森がありますよ、活動がありますよということだけにちょっととどまってしまっているの  
で、もっとこういうことを知っていただくと、先ほどのサポート体制というのも本当に強化されると思いますし、森林の価値に気づいてもらうということが、セーフティネットと両輪で回って行って、担い手だとか人材育成のところにもやっぱりいい形の、今計画しているところの追い風というか、土壌ができていくと思いますので、そこのあたりは何か意識して、計画の中だとか、項目とかにも少しでもちょっと入れられるような、そういう企画ができればいいなということをやっています。

○岡田部会長 これは、少しお答えください。

○皆川林野庁長官 企業が例えば森を持つというケースもありますし、それだけの形態ではなくて、一部、例えば国有林に分収林という形で、育林費用を企業が負担して、その底地の所有権までは持たないんですけども、そういった形でやっておられる企業の森みたいなものもあるし、もう一つはもうちょっとボランティアなケースで、国有林の一部、森林の作業をその企業がお金を出してやっていた。

ただ、それは別にその権利をそこで企業側が持つというわけではなくて、本当にそういう意

味ではCSRそのものでやっていただくようなケースというような、さまざまなケースがあると思うので、それについてはそういったことをちょっと整理しまして、こういった形で企業が関与されているようなケースもありますと、そういったことは実は我々ももっともっと促進していきたい側面でもありますので、ちょっと取りまとめてみたいと思います。

それから、森林の多面的機能ということでは、まさに森を歩くということの意味を我々も訴える一つの側面として、例えば森林セラピーというような議論があるわけですね。

それは、我々が森を歩くだけで非常に例えば脳波が安定するとか、そういった具体的な効果もあったりするわけで、そういった意味での保健、休養ということのもう少し踏み込んだいろんなことをもっとお示ししていただくとか、あと、当然、いろんな森林の機能を活用するという側面の中にそういった側面をもっと強化していくということは、大変大事なことかなと思っております。

森林総合研究所というところがあるんですが、そこで実は、森林に行って森林の香りだとか何かをかいたときに、脳波がどう変化するかといったようなことについても若干研究もしたりしておりますから、そういったことについてもお示しさせていただければと思っています。

○岡田部会長 そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○黄瀬委員 一つだけ、質問させていただきます。いわゆる林産物の収入によって債務を返済するという区分の経理でございますけれども、これは、この収入に対するいろんな経費、人件費も含まれたこの管理費は、どちらのほうに入ってくる予定になっているのでしょうか。

○鈴木経営企画課長 先ほど行政刷新会議の仕分けのところをさらっと説明しましたけれども、その中では、そういう収入に係る経費については、区分経理の中で負担すべき部分については検討してくれということをございまして、そういう設計について、また改めていろいろ検討中のことをご相談申し上げて、議論していただくという形になろうかというふうに思っております。

○黄瀬委員 それと、もう一つだけ、このフォレスター制度で国有林の技術者を活用するということですが、前に聞いたときには、大体30年前は国有林に関する営林署、管理局は大体5万人ぐらい全国に見えた。それが今は5,000人ぐらいまで激減している状況の中で、実際はこのいわゆる技術者というのは何名ぐらいお見えなんですか。

○岡田部会長 お願いいたします。

○鈴木経営企画課長 国有林の職員は、ずっと現場で勉強して、現場を、地域を転々として回って、ずっと林業、森林に携わっていますから、我々としては自負としては、ほぼ全員が技術

者というふうには自覚をしているところをございまして、研鑽を積んでいきたいというふうには思っております。

そういう意味では、例えば町の中でデスクワークだけしているという職員ではありませんので、必ず現場で仕事をしているということでございますので、プロとしての自覚を持ってやりたいと思っています。

○岡田部会長 あと、我々民有林の側から見て大変うらやましいのは、国有林内にいろんな角度の研修制度というのをたくさん持っていますし、そういう場所を、全国広い地域にきちっと分散的にしているというのは、やはり技術者教育というか、研修、研鑽は、民有林とは質を異にして進んでいるということは感じていますね。

そのほか、いかがでしょうか。

もしなければ、もう一つ、意見をお伺いしたい件がございました。それは、先ほどの資料2にあります、第3回目以降については、参考人としていろんな方々から意見を伺うと、こういうことを考えております。

これらの参考人としてふさわしい、あるいはこういう分野も必要ではないかといったことで、もしご意見があればいただきたいなというふうには思っております。

もし今浮かばなければ、後日でも結構ですので、事務局までご意見をお寄せいただければ幸いですというふうに思います。

そして、この3回目以降の具体的な意見を聴取する人については、具体的には、皆さんのご意見を踏まえ、事務局と調整をさせていただきますが、その間は、この委員会を代表して私と事務局の間でということ、ご一任いただけますか。

ありがとうございました。

それでは、本日予定いたしました議題は大体以上でございます。もし特にもご発言がなければ、以上をもって第1回目の国有林部会を閉じさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

どうぞ。

○横山委員 今お話のあった参考人として招いたらどうかというのは、私なんかはやっぱり近くから見ている、あるいは業としてかかわりがある方々はこうやって今挙げられておりますけれども、少し遠くから見ている人たちという、そういう方、例えばいわゆる普通の言葉で「市民」と言われている人や、「国民」と言われている普通の人に該当するような方を呼ぶことができるのではないか。

例えば、NPOと書いてありますけれども、今国有林の人たちと一緒に活動しているボランティアサポーターの人たちは大勢いらっしゃるので、例えばそういう方の中で、こういう機会に日ごろ素朴に思われていることを話をするとかですね。何かそういう方を呼んだらどうかと私なんかは思うんですけれども、そういったような方のカテゴリーとか、あるいは具体的な人の名前とかというのは、どうやってお示ししたらよろしいでしょうか。

○岡田部会長 お願いします。

○鈴木経営企画課長 横山委員の思いつかれた方を、開かれた国有林なので、パソコンも電話も開いてありますので、いつでもよろしいので、教えていただければ、我々も検討させていただきたいと思います。

○岡田部会長 今の横山委員、先ほど田中委員もおっしゃっていたように、国有林は本当に今は開いていますよね。遊々の森だとか、法人の森、あるいはふるさとの森、あるいは、協定を結んでいる結んでいないにかかわらず、多くの方がご意見をお持ちだと思います。ぜひ、この人に聞いて欲しいというのがありましたらお寄せいただきたい、このように思います。

それでは、本審議会のところから大変長い時間、ありがとうございました。ご熱心にご議論をいただきました。

本日は、以上にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○鈴木経営企画課長 それでは、次回の日程についてちょっとお話し申し上げたいと思います。

次回、第2回の国有林部会は、2月8日、火曜日、13時半から開催いたしたいと思っております。

議題につきましては、「国有林の歴史・現状と今後の課題」を予定しております。

できるだけ詳しい、わかりやすい資料をつくりたいと思いますので、ぜひご出席いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、ありがとうございました。